



うちなー健康経営宣言

第 684 号

令和 4 年 9 月 7 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

我が社は、日頃から職員の和を大切に考えており、精神的安定が社員の健康に大きく影響すると考えております。

そのため職場においては、一般的に労働者の場合、10時、3時の休みをとるのが普通ですが、我が社は、時間は関係なく効率よく働いて休むということを基本とし、午前・午後を問わず何度も休み自主的に機能よく働き、短く休んで体力の回復を行い、働くということで健康がんにじゅうになると話し合い働くことにしています。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
6. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
7. 感染症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。